

令和3年度水産関係事業に係る積算基準について

1. 積算基準の取扱い

1) 積算基準の取扱い

兵庫県が実施する水産庁所管の水産関係事業の積算にあたっては、水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」を準用する。

なお、準用にあたっては、一部語句について、下表のとおり読み替える。

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																																																				
3-4 工事価格の端数処理 工事価格は、10,000円単価とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。	—（適用しない）	【第1部】p.1-2-43. 積算価格 構成の内訳																																																				
5. 変更契約の積算 5-1 工事量減量の場合 （以下、省略） 5-2 工事量増量および追加の場合 （以下、省略）	—（適用しない）	【第1部】p.1-2-45. 契約変更の積算																																																				
公共工事設計労務単価	兵庫県積算単価表	【第1部】p.2-1-1 2-1-1 労務単価 他																																																				
材料単価は、支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む）の定めるとおり、以下の方法で決定する。	材料単価は、以下の方法で決定する。	【第1部】p.2-1-2 2-2-1 材料単価																																																				
「船舶および機械器具等の損料算定基準」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」	【第1部】p.2-1-4 2-3-3 船舶・機械器具等損料 他																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">数 位</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数 量</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>材 料 単 価</td> <td>銭止め</td> <td rowspan="5">切り捨て</td> </tr> <tr> <td>運 転 ・ 供 用 単 価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>銭止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 金 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 総 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 単 価</td> <td>円止め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 価 数 量 (能力値)</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>施工パッケージ単価</td> <td>有効数字4桁</td> <td>5桁目以降切り上げ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数 位	摘 要	数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入	材 料 単 価	銭止め	切り捨て	運 転 ・ 供 用 単 価	円止め	損 料	銭止め	代 価 金 額	円止め	代 価 総 額	円止め	代 価 単 価	円止め		代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入	施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">数 位</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数 量</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>材 料 単 価</td> <td>円止め</td> <td rowspan="5">切り捨て</td> </tr> <tr> <td>運 転 ・ 供 用 単 価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 金 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 総 額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代 価 単 価</td> <td>円止め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 価 数 量 (能力値)</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>施工パッケージ単価</td> <td>円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）</td> <td>切り捨て</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数 位	摘 要	数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入	材 料 単 価	円止め	切り捨て	運 転 ・ 供 用 単 価	円止め	損 料	円止め	代 価 金 額	円止め	代 価 総 額	円止め	代 価 単 価	円止め		代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入	施工パッケージ単価	円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	切り捨て	【第1部】p.2-1-6 2-8-2 代価表 2)代価表の作成
項目	数 位	摘 要																																																				
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入																																																				
材 料 単 価	銭止め	切り捨て																																																				
運 転 ・ 供 用 単 価	円止め																																																					
損 料	銭止め																																																					
代 価 金 額	円止め																																																					
代 価 総 額	円止め																																																					
代 価 単 価	円止め																																																					
代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入																																																				
施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ																																																				
項目	数 位	摘 要																																																				
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入																																																				
材 料 単 価	円止め	切り捨て																																																				
運 転 ・ 供 用 単 価	円止め																																																					
損 料	円止め																																																					
代 価 金 額	円止め																																																					
代 価 総 額	円止め																																																					
代 価 単 価	円止め																																																					
代 価 数 量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入																																																				
施工パッケージ単価	円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	切り捨て																																																				
施工パッケージ単価（有効数字4桁、5桁目以降切り上げ）	施工パッケージ単価（1位止め、切り捨て。但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	【第1部】p.2-1-6 2-8-3 総括表 1)単価																																																				

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考														
<p>9. 端数処理の取扱い</p> <p>四捨五入等の端数処理は、端数処理対象となる桁で処理するものとし、端数処理対象となる桁以降については、考慮しないものとする。</p> <p>例) 小数1位切り上げの場合、小数1位の桁が1以上の場合は切り上げとし、0の場合は切り捨てるものとする。</p>	—（適用しない）	【第1部】p.2-1(13) 補足資料1 直接工事費														
<p>4節 その他</p> <p>1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 (以下、省略)</p> <p>2. 設計変更 (以下、省略)</p>	—（適用しない）	【第1部】 p.2-4-1～p.2-4-3														
<p>出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁水路部編集の「距離表」または（社）日本海運集会所発行「内航距離表」により算出することを原則とする。</p>	<p>出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）港湾編の「第2章 間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2) 回航距離の算出」による。</p>	【第1部】 p.3-4,1-43 3)回航距離の算出 他														
<p>②乗船手当は「農林水産省日額旅費支給規則」による。</p> <p>ただし、供用日数（N_i）が、1日未満の場合は乗船手当を計上しない。</p>	②乗船手当は供用日数（ N_i ）が、1日未満の場合は計上しない。	【第1部】 p.3-4,1-44 3-8-3-2 回航費の積算 3)運転費の算出 他														
<p>「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」</p>	「職員等の旅費に関する条例」	【第1部】 p.5-1-12 2-3-6 旅費等の算出 2)旅費等の算出														
<p>(3) 旅費の算出</p> <p>①普通日額旅費および日当については、下記による。</p> <p>(a) 宿泊を要しない場合（普通日額旅費）</p> <table border="1" data-bbox="172 1666 699 1823"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">職種</th> </tr> <tr> <th>艇長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合</td> <td>536円</td> <td>481円</td> </tr> <tr> <td>行程16キロメートル以上25キロメートル未満又は引き続き8時間以上の場合</td> <td>818円</td> <td>718円</td> </tr> <tr> <td>行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)</td> <td>1,081円</td> <td>954円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 在勤地内の旅行の場合は、計上しない。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p>	区分	職種		艇長・高級船員	普通船員	行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	536円	481円	行程16キロメートル以上25キロメートル未満又は引き続き8時間以上の場合	818円	718円	行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	1,081円	954円	—（適用しない）	【第1部】 p.5-1-13 (3)旅費の算出
区分		職種														
	艇長・高級船員	普通船員														
行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	536円	481円														
行程16キロメートル以上25キロメートル未満又は引き続き8時間以上の場合	818円	718円														
行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	1,081円	954円														

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																			
<p>(b) 宿泊を要する場合（日当）</p> <table border="1" data-bbox="199 358 722 421"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>2,000 円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普 通 船 員</td> <td>1,545 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 鉄道片道 50 km 未満、水路片道 25 km 未満、陸路片道 12.5 km 未満の旅行の場合における日当は、上記表定額の 1/2 とする。</p> <p>② 宿泊費</p> <table border="1" data-bbox="199 544 722 607"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>9,909 円</td> <td>8,909 円</td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普 通 船 員</td> <td>7,909 円</td> <td>7,090 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉県、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他のこれらに準ずる地域で財務省令で定める地域をい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 車中泊が必要な場合には、乙地方相当の宿泊費を計上することができる。 3. 船中泊の場合は宿泊費に替え、船額に食費が含まれていない場合に限り食料料を計上することができる。</p> <p>③ 鉄道料金</p> <p>イ. 片道 50 km 以上 100 km 未満は普通急行料金を計上する。</p> <p>ロ. 片道 100 km 以上は特別急行料金を計上する。</p> <p>ハ. 急行・特急料金は、急行・特急を通行している路線の場合に適用する。</p> <p>ニ. 急行・特急料金のキ数は、急行・特急の運行区間を対象とする。</p>	職 種	日 当	摘 要	船団長・高級船員	2,000 円	金額は、消費税を含まない額である。	普 通 船 員	1,545 円	職 種	甲地方	乙地方	摘 要	船団長・高級船員	9,909 円	8,909 円	金額は、消費税を含まない額である。	普 通 船 員	7,909 円	7,090 円	<p>—（適用しない）</p>	<p>【第1部】 p.5-1-13 (3) 旅費の算出</p>
職 種	日 当	摘 要																			
船団長・高級船員	2,000 円	金額は、消費税を含まない額である。																			
普 通 船 員	1,545 円																				
職 種	甲地方	乙地方	摘 要																		
船団長・高級船員	9,909 円	8,909 円	金額は、消費税を含まない額である。																		
普 通 船 員	7,909 円	7,090 円																			
<p>海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」、(社) 日本海運集会所発行「内航距離表」または海図等により算出する。</p>	<p>出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用（積算参考資料 I）港湾編の「第 2 章 間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2) 回航距離の算出」、えい航距離は海図等により算出する。</p>	<p>【第1部】 p.5-1-9) 5. 回航・えい航距離の算定</p>																			
<p>2-4-2 施工歩掛 3) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ・・・ 中略 ・・・ 運搬中の賃料 (K) が考慮されている。</p>	<p>土木工事積算基準書（共通編） I-2-② 2-2 運搬費 (3) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に準じるものとする。</p>	<p>【第1部】 p.5-2-6 3. 建設機械器具等運搬</p>																			
<p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 業務価格は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数処理（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。なお、設計変更の積算においても同等とする。</p>	<p>—（適用しない）</p>	<p>【第3部】 p.1-1-2 2-2 業務委託料の積算</p>																			
<p>「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」</p>	<p>「職員等の旅費に関する条例」等</p>	<p>【第3部】 p.1-1-2 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 2) 各構成費目の算定 他</p>																			

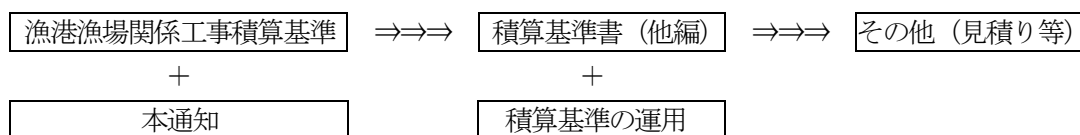
水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																																																
<p>業務委託料の変更は、官積算を基にして次式により算出する。</p> $\frac{\text{業務価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} = \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{変更官積算業務価格}$ <p>変更業務委託料 = 業務価格 × (1 + 消費税率) (落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初官積算と同一方法により積算する。 2. 請負額、官積算額は消費税等相当額を含んだ額とする。</p>	<p>業務委託料の変更は、「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。</p>	<p>【第3部】 p.1-1-3 2-3 設計変更の積算</p>																																																
<p>(2) 日当</p> <p>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地の往復に要した日数について計上する。 計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <table border="1" data-bbox="199 952 722 1037"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>2,363円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,545円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p> <p>(3) 宿泊費</p> <p>宿泊を伴う場合、目的地に到着した日の宿泊料については下記により宿泊費を計上する。また、翌日から目的地を出発する日の前日までの期間の宿泊料については滞在日額旅費により計上する。</p> <table border="1" data-bbox="199 1323 722 1408"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>11,909円</td> <td>10,727円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>9,909円</td> <td>8,909円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>7,909円</td> <td>7,090円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉県、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他のこれらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p> <p>(4) 車中および船中泊</p> <p>旅程が長距離に亘り、車中泊が必要な場合に限り乙地方相当の宿泊費を計上することができる。船中泊の場合は、宿泊費は積算せず船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。</p> <p>(5) 滞在日額旅費</p> <p>目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="199 1888 722 1991"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日未満</td> <td>8,354円/日</td> <td>8,354円/日</td> <td>6,736円/日</td> <td>1～29日 29日間</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td>7,509円/日</td> <td>7,509円/日</td> <td>6,063円/日</td> <td>30～59日 30日間</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td>6,681円/日</td> <td>6,681円/日</td> <td>5,300円/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p>	職 種	日 当	摘 要	A	2,363円		B	2,000円		C	1,545円		職 種	甲地方	乙地方	摘 要	A	11,909円	10,727円		B	9,909円	8,909円		C	7,909円	7,090円		職 種	A	B	C	摘 要	30日未満	8,354円/日	8,354円/日	6,736円/日	1～29日 29日間	30日以上60日未満	7,509円/日	7,509円/日	6,063円/日	30～59日 30日間	60日以上	6,681円/日	6,681円/日	5,300円/日		<p>— (適用しない)</p>	<p>【第3部】 p.1-1-5 4) 旅費の算出</p>
職 種	日 当	摘 要																																																
A	2,363円																																																	
B	2,000円																																																	
C	1,545円																																																	
職 種	甲地方	乙地方	摘 要																																															
A	11,909円	10,727円																																																
B	9,909円	8,909円																																																
C	7,909円	7,090円																																																
職 種	A	B	C	摘 要																																														
30日未満	8,354円/日	8,354円/日	6,736円/日	1～29日 29日間																																														
30日以上60日未満	7,509円/日	7,509円/日	6,063円/日	30～59日 30日間																																														
60日以上	6,681円/日	6,681円/日	5,300円/日																																															

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考						
<p>(6) 鉄道料金は、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="204 416 726 499"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>急行・特急料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="3">片道50km以上100km未満は普通急行料金、片道100km以上は特別急行料金とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 急行・特急料金は、急行・特急を運行している路線の場合に適用する。 2. 急行・特急料金のキロ数は、急行・特急の運行区間を対象とする。</p>	職 種	急行・特急料金	A	片道50km以上100km未満は普通急行料金、片道100km以上は特別急行料金とする。	B	C	— (適用しない)	【第3部】 p.1-1-6
職 種	急行・特急料金							
A	片道50km以上100km未満は普通急行料金、片道100km以上は特別急行料金とする。							
B								
C								
支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）	「兵庫県積算単価表」等	【第3部】 p.2-1-2 (2)材料費 他						
港湾局長、航空局長の通達による「船舶および機械器具等の損料算定基準」および「測量器械損料」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」等	【第3部】 p.2-1-2 (3)機械経費 ②機械器具損料 他						
<p>2-3 測量業務費の積算方式 測量作業費及び測量調査費は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数処理（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	— (適用しない)	【第3部】 p.2-1-3						
港湾局長、航空局長の通達による「船舶および機械器具等の損料算定基準」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」等	【【第3部】p.2-5-2 2-2-1 調査業務費 (3)直接経費 ②機械器具損料						
<p>2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は、一般管理費等で端数調整（10,000円単位切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	— (適用しない)	【第3部】 p.2-5-3						
<p>2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 (3)潜水探査工事費（消費税相当額を除く）は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は、一般管理費等で端数調整（10,000円単位切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	— (適用しない)	【第3部】 p.2-6-2						

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考
2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	-（適用しない）	【第3部】 p.2-8-3
2-3 調査費の積算方式 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	-（適用しない）	【第3部】 p.2-（4）
2-3 土質調査の積算方式 一般調査業務費及び解析等調査業務費は10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で調整を行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	-（適用しない）	【第3部】 p.3-1-3

2) 積算基準の優先順位

上記によることが現場条件などから不適當な場合には、実績、県積算基準書（他編）、見積り等を参考として決定すること。



2. 水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和3年度版）」の改定について
次頁以降に記載の内容について適用する。

令和3年度 漁港漁場関係工事積算基準 対比表

掲 載 頁	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）	コメント
第1部 港湾土木 請負工事積算基準 目次-1	<p>4節 その他</p> <p>1. <u>工事の一時中止に伴う増加費用の積算について</u> ----- 2- 4- 1</p> <p>2. <u>設計変更</u> ----- 2- 4- 3</p>	<p>4節 その他</p> <p>1. <u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算</u> ----- 2- 4- 1</p> <p>2. <u>設計変更</u> ----- 2- 4- 6</p>	土木基準との横並びを図るため修正
第1部 港湾土木 請負工事積算基準 目次-4	<p>7節 付属工</p> <p>1. 総則 ----- 3- 7- 1</p> <p>2. 係船柱工 ----- 3- 7- 5</p> <p>3. 防舷材工 ----- 3- 7- 8</p> <p>4. 車止・縁金物工 ----- 3- 7-11</p> <p>5. 防食工 ----- 3- 7-14</p> <p>参考資料</p> <p><u>参考資料-1 FRPモルタル被覆</u></p>	<p>7節 付属工</p> <p>1. 総則 ----- 3- 7- 1</p> <p>2. 係船柱工 ----- 3- 7- 5</p> <p>3. 防舷材工 ----- 3- 7- 8</p> <p>4. 車止・縁金物工 ----- 3- 7-11</p> <p>5. 防食工 ----- 3- 7-14</p>	施工実績が少なく実態把握できないため削除
第1部 港湾土木 請負工事積算基準 目次-5	<p>16節 仮設工</p> <p>1. 総則 ----- 3-16- 1</p> <p>2. 仮設鋼矢板工 ----- 3-16- 2</p> <p>3. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 ----- 3-16-10</p> <p>4. 仮設道路工 ----- 3-16-27</p> <p>参考資料</p> <p>参考資料-1 鋼矢板・H形鋼杭・引抜（海上施工）</p> <p>参考資料-2 <u>パイプロハンマ鋼管杭・鋼管矢板打設</u></p> <p>参考資料-3 <u>鋼管杭・鋼管矢板の先行掘削</u></p>	<p>16節 仮設工</p> <p>1. 総則 ----- 3-16- 1</p> <p>2. 仮設鋼矢板工 ----- 3-16- 2</p> <p>3. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 ----- 3-16-10</p> <p>4. 仮設道路工 ----- 3-16-33</p> <p>5. <u>安全対策</u> ----- 3-16-35</p> <p>参考資料</p> <p>参考資料-1 鋼矢板・H形鋼杭・引抜（海上施工）</p> <p>参考資料-2 <u>鋼管杭・鋼管矢板の先行掘削</u></p>	交通誘導を伴う、交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上する
第1章 総則 2節 積算の通則 目次	<p>3. 積算価格構成の内訳</p> <p>3-1 直接工事費 ----- 1-2-1</p> <p>3-2 間接工事費</p> <p>3-2-1 共通仮設費 ----- 1-2-2</p> <p>3-2-2 現場管理費 ----- 1-2-2</p> <p>3-3 一般管理費等</p> <p>3-3-1 一般管理費 ----- 1-2-3</p> <p>3-3-2 付加利益 ----- 1-2-4</p> <p><u>3-4 消費税等相当額</u> ----- 1-2-4</p>	<p>3. 積算価格構成の内訳</p> <p>3-1 直接工事費 ----- 1-2-1</p> <p>3-2 間接工事費</p> <p>3-2-1 共通仮設費 ----- 1-2-2</p> <p>3-2-2 現場管理費 ----- 1-2-2</p> <p>3-3 一般管理費等</p> <p>3-3-1 一般管理費 ----- 1-2-3</p> <p>3-3-2 付加利益 ----- 1-2-4</p> <p><u>3-4 工事価格の端数処理</u> ----- 1-2-4</p> <p><u>3-5 消費税等相当額</u> ----- 1-2-4</p>	端数処理を追記
第1章 総則 2節 積算の通則 P1-2-4	<p><u>3-4 消費税等相当額</u></p> <p>消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算する。</p>	<p><u>3-4 工事価格の端数処理</u></p> <p>工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p><u>3-5 消費税等相当額</u></p> <p>消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算する。</p>	端数処理を追記
第2章 工事費の積算 1節 直接工事費 補足資料-1 P2-1-(13)		<p><u>9. 端数処理の取扱い</u></p> <p>四捨五入等の端数処理は、端数処理対象となる桁で処理するものとし、端数処理対象となる桁以降については、考慮しないものとする。</p> <p>例) 小数1位切り上げの場合、小数1位の桁が1以上の場合は切り上げし、0の場合には切り捨てるものとする。</p>	端数処理の取扱いを記載

令和3年度 漁港漁場関係工事積算基準 対比表

掲載頁	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）	コメント
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-4	<p>2-4 準備費 2-4-1 準備費の内容 直接工事費に含まれない準備および跡片付け、測量、丁張、整備等の費用とする。</p> <p>1) 準備および跡片付けに要する費用 (1) 着手時の準備費用 (2) 施工中の準備、跡片付け費用 (3) 完成時の跡片付け費用</p> <p>2) 測量、丁張等に要する費用 (1) 工事着手前の基準測量等（法線測量、仮BMの設置等）の費用 (2) 縦横断面図、深淺図の照査等の費用 (3) 用地幅杭の仮移設等の費用 (4) 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備等に要する費用</p>	<p>2-4 準備費 2-4-1 準備費の内容 直接工事費に含まれない準備および跡片付け、測量、丁張、整備等の費用とする。</p> <p>1) 準備および跡片付けに要する費用 (1) 着手時の準備費用 (2) 施工中の準備、跡片付け費用 (3) 完成時の跡片付け費用</p> <p>2) 測量、丁張等に要する費用 (1) 工事着手前の基準測量等（法線測量、仮BMの設置等）の費用 (2) 縦横断面図、深淺図の照査等の費用 (3) 用地幅杭の仮移設等の費用 (4) 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備等に要する費用 5) <u>準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</u></p>	交通誘導を伴う、交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上する
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-4	<p>2-6 安全費 2-6-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。 (1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 (2) 不稼働日の保安要員等の費用 (3) 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料 (4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く) (5) 救命艇に要する費用 (6) 酸素欠乏症の予防に要する費用 (7) 粉塵作業の予防に要する費用 (8) 安全用品等の費用 (9) 安全委員会等に要する費用</p>	<p>2-6 安全費 2-6-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。 (1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 (2) 不稼働日の保安要員等の費用 (3) 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、<u>架空線等事故防止対策簡易ゲート</u>、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料 (4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く) (5) 救命艇に要する費用 (6) 酸素欠乏症の予防に要する費用 (7) 粉塵作業の予防に要する費用 (8) 安全用品等の費用 (9) 安全委員会等に要する費用</p>	土木基準との横並びをはかるため追記
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-5	<p>2) 積上げ積算 「第5章 間接工事費の施工歩掛、5節 安全費」によるほか、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算する。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。 (1) <u>交通誘導警備員および機械の誘導員等の交通管理に要する費用</u> (2) 工事水域の見廻り等の安全監視船に要する費用 (3) 高圧作業の予防に要する費用 (4) 海上工事における灯浮標・標識灯の設置・撤去・維持管理に要する費用および使用期間中の損料（ただし設置・撤去・維持管理等の工事のみを別途単独で発注する場合は、直接工事費とする） (5) 水雷等の存在する危険区域における地中および海中の危険物等の撤去に要する費用 (6) その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p>	<p>2) 積上げ積算 「第5章 間接工事費の施工歩掛、5節 安全費」によるほか、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算する。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。 (1) <u>関係施設等に近接した工事現場の出入り口等に配置する交通誘導を伴わない安全管理員等に要する費用</u> (2) 工事水域の見廻り等の安全監視船に要する費用 (3) 高圧作業の予防に要する費用 (4) 海上工事における灯浮標・標識灯の設置・撤去・維持管理に要する費用および使用期間中の損料（ただし設置・撤去・維持管理等の工事のみを別途単独で発注する場合は、直接工事費とする） (5) 水雷等の存在する危険区域における地中および海中の危険物等の撤去に要する費用 (6) その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p>	交通誘導を伴う、交通誘導警備員は、直接工事費に積上げ計上する

令和3年度 漁港漁場関係工事積算基準 対比表

掲載頁	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）	コメント
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-5	<p>2-8 技術管理費 2-8-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。 (1) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用 (2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 (4) 工事完成図書類の作成に要する費用 (5) 建設材料の品質記録保存に要する費用 (6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 (7) コンクリート非破壊試験および単位水量試験に要する費用 (8) 塗装膜厚施工管理に要する費用 (9) 施工管理で使用するOA機器の費用 (10) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>(11) <u>建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</u></p> <p>2) 積上げ積算 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算する。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。 (1) 特別な品質管理に要する費用(土質等試験、土質調査、<u>溶接試験(現場)</u>) (2) 現場条件等により積上げを要する費用(変位量管理に要する盛土、軟弱地盤等における計器の設置・撤去・測定・取りまとめに要する費用、パイロット施工に要する費用等) (3) 施工実態調査および諸経費動向調査に要する費用 (4) その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p>2-8 技術管理費 2-8-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。 (1) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用 (2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 (4) 工事完成図書類の作成に要する費用 (5) 建設材料の品質記録保存に要する費用 (6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 (7) コンクリート非破壊試験および単位水量試験に要する費用 (8) 塗装膜厚施工管理に要する費用 (9) 施工管理で使用するOA機器の費用 (10) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 (11) <u>溶接工の品質管理のための試験等に要する費用(現場溶接部の検査費用を含む)</u> (12) <u>建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</u></p> <p>2) 積上げ積算 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積算する。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。 (1) 特別な品質管理に要する費用(土質等試験、土質調査) (2) 現場条件等により積上げを要する費用(変位量管理に要する盛土、軟弱地盤等における計器の設置・撤去・測定・取りまとめに要する費用、パイロット施工に要する費用等) (3) 施工実態調査および諸経費動向調査に要する費用 (4) その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	土木基準との横並びを図るため追記
第2章 工事費の積算 4節 その他 目次	<p>4節 その他 1. <u>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</u> 1-1 <u>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について</u> ----- 2-4-1</p> <p>2. 設計変更 2-1 一般事項 ----- 2-4-3 2-2 設計変更における材料単価の取り扱いについて ----- 2-4-3 2-3 設計変更の計算 ----- 2-4-3</p>	<p>4節 その他 1. <u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算</u> 1-1 <u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について</u> ----- 2-4-1</p> <p>2. 設計変更 2-1 一般事項 ----- 2-4-6 2-2 設計変更における材料単価の取り扱いについて ----- 2-4-6 2-3 設計変更の計算 ----- 2-4-6</p>	番号繰り上げ修正
第2章 工事費の積算 4節 その他 P2-4-1 番号	<p>4節 その他 1. <u>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</u> 1-1 <u>工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について</u> 土木請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8.増し分費用の費目と内容」および「9.増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。 ただし、これにより難しい場合は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）によるものとする。</p> <p>1-1-1 <u>増加費用等の適用および範囲</u> 1) 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、<u>発注者が工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に適用するものとする。</u> なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。 2) 増加費用等の範囲 一時中止に伴う増加費用等の範囲は、<u>下記の現場維持等に要する費用および本支店における増加費用等とする。</u></p>	<p>4節 その他 1. <u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算</u> 1-1 <u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について</u> 受注者の責めに帰すことのできないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止(以下「工期延長等」という。)をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。 なお、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8.増し分費用の費目と内容」および「9.増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。ただし、これにより難しい場合は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）によるものとする。</p> <p>1-1-1 <u>増加費用等の適用および範囲</u> 1) 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、<u>工期延長等に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。</u> なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。 2) 増加費用等の範囲 増加費用等として積算する範囲は、<u>工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</u></p>	土木基準との横並びを図るため修正追記

令和3年度 漁港漁場関係工事積算基準 対比表

掲載頁	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）	コメント
<p>第2章 工事費の積算 4節 その他 P2-4-1</p>	<p>・<u>現場維持等に要する費用</u> — <u>イ. 工事現場の維持に要する費用</u> <u>ロ. 工事体制の縮小に要する費用</u> <u>ハ. 工事の再開・準備に要する費用</u></p> <p>・<u>本支店における増加費用</u></p> <p>1-1-2 増加費用等の算定 1) 増加費用等の構成 増加費用等の算定は、<u>中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。</u></p> <div data-bbox="296 997 1394 1165"> <pre> graph TD Requested[請求工事費] --- Price[工事価格] Requested --- Tax[消費税相当額] Price --- Original[工事原価] Price --- GenMgt[一般管理費等*] Original --- Direct[直接工事費] Original --- Indirect[間接工事費] Indirect --- Common[共通仮設費] Indirect --- Site[現場管理費] Indirect --- Susp[中止期間中の現場維持等の費用] GenMgt --- Note["*一時中止に伴う本支店における増加費用を含む"] </pre> </div> <p>注) <u>一時中止</u>に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務および直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p>	<p>(1) <u>工事現場の維持に要する費用</u> 工事現場の維持に要する費用とは、<u>工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて船舶及び機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む、以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。</u></p> <p>(2) <u>工事体制の縮小に要する費用</u> 工事体制の縮小に要する費用とは、<u>中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。</u></p> <p>(3) <u>工事の再開準備に要する費用</u> 工事の再開準備に要する費用とは、<u>工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される船舶及び機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。</u></p> <p>(4) <u>工期延長等となる場合の費用</u> 工期延長等となる場合の費用とは、<u>工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</u></p> <p>(5) <u>工期短縮を行った場合の費用</u> 工期短縮を行った場合の費用とは、<u>工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</u></p> <p>1-1-2 増加費用等の算定 1) 増加費用等の構成 <u>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</u></p> <div data-bbox="1484 997 2582 1165"> <pre> graph TD Requested[請求工事費] --- Price[工事価格] Requested --- Tax[消費税相当額] Price --- Original[工事原価] Price --- GenMgt[一般管理費等*] Original --- Direct[直接工事費] Original --- Indirect[間接工事費] Indirect --- Common[共通仮設費] Indirect --- Site[現場管理費] Indirect --- Ext["工期延長等に伴う現場維持等の費用 + 工期短縮により増加する費用"] GenMgt --- Note["*工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む"] </pre> </div> <p>注) <u>工期延長等</u>に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務および直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> <p>増加費用等は、原則、<u>工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。</u></p>	

